

会議案第2号

議員派遣の件

令和7年6月12日

本議会は、士幌町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

士幌町議会議長 河口 和吉

記

1 北海道町村議会議長会主催の議員研修会

- (1) 目的 地方分権時代に対応した議会活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 札幌市
- (3) 期間 令和7年7月8日の1日間
- (4) 派遣議員 全議員